最終更新日：2020年7月21日

第一商品株式会社
代表取締役社長　木村 学
問合せ先：執行役員管理本部長 渡邊 誠一 03-3462-8011
証券コード：8746
https://www.dai-ichi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は2020年５月に証券会社を完全子会社化しており、当社グループ全体としては商品先物取引を主力とする各種金融商品を主力として業務を営んでまいります。特に商品先物取引については、商品先物取引法及び金融商品取引法によって営業行為等が規制されており、通常の企業統治の課題に加え、これら業務上特有の法規制のもと、的確な内部監査体制の構築が必要となります。当社グループは、コンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の安定的な拡大、適正・迅速なIR活動を重視し、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、経営意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでまいります。さらに2020年４月の第三者委員会調査報告書の結語において根源的な問題点として指摘されているとおり、属人的統治からルールによる統治への移行が今後の課題とされております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、ＪＡＳＤＡＱ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しており、本欄に記載すべき事項はありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ムラサキ	1,546,000	10.01
本田　求	1,235,000	8.00
勝　えり子	1,061,500	6.88
第一商品社員持株会	990,408	6.41
村崎　稔	486,000	3.15
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC（常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	388,400	2.52
片岡　正繁	324,200	2.10
中村　愛弓	216,000	1.40
楽天証券株式会社	145,200	0.94
日本証券金融株式会社	117,500	0.76

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注) 前事業年度末において名義書換手続未了のため主要株主として株主名簿に記載されていた本田忠氏は、令和２年３月31日現在の株主名簿上、株主としての記載はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川戸　淳一郎	弁護士						△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川戸　淳一郎		元当社顧問弁護士	弁護士として企業法務や当業界に精通し、独立した立場から積極的な提言や助言をしており、コンプライアンスの強化等にご助力いただけるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、業務・財務状況の調査や取締役会への出席を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。会計監査人とは適正な会計監査を確保するため、互いに連携し、中立性・独立性を有する経営監視役として、会社経営全体のモニタリングを適宜実施しております。また、当社の内部監査室との連携等については「内部監査規程」に則り、経営診断の見地から会社の財産が適正に把握されているか、社内規程の手続きの基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかについて調査及び調整を行っており、同時にその内容についても監査役会に報告されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本　秀人	他の会社の出身者													
新田　静男	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本　秀人	○	―――	長年に渡り異業種で経営に携わった経験を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から独立した立場で提言や監査をしていただくことにより、当社のコンプライアンスおよび、内部統制の改善等にご助力いただけるため。
新田　静男	○	―――	長年の国会議員秘書としての豊富な経験と実績から、幅広い社会的識見を有しており、独立した公正な立場から提言や監査を行い、内部統制の強化等にご助力いただけるため。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動型報酬制度を採用しておりません。経営判断が目先的にならぬよう、企業の永続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第48期 事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）　取締役 報酬等の総額：168百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の総額については、平成19年6月28日開催の第35期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額350百万円としております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長に再一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特に定めておりませんが、必要に応じて社外取締役(社外監査役)と意見交換等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

元代表取締役社長の相談役・顧問は、2020年4月をもって全員退任となっております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

⑴ 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨、定款に定めております。各役員は当社に対し善管注意義務等を負っております。

a．取締役会

取締役会は、重要な経営判断を行うために設置され、法令または定款に定める決議事項および社内規程等に定める経営上重要な事項等を決議することができます。取締役は株主総会にて選任され、提出日現在5名（社外取締役1名(弁護士)含む、代表取締役社長は木村 学）で構成されており、善管注意義務を負っています。社長が取締役会の議長を務め、代表取締役は取締役会決議で選定される旨、定款に定めております。また、取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることもできます。令和2年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視･監督機能の強化が必要であり、弁護士の方を新任で社外取締役にお迎えしております。

b．監査役

監査役は、取締役の職務執行を監査し企業の健全性を確保するために設置されています。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により監査を行うことができます。監査役は株主総会にて選任され、提出日現在3名（社外監査役2名含む）となっており、善管注意義務を負っています。令和2年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視･監督機能の強化が必要であり、新任2名の方を社外監査役にお迎えしております。

c．監査役会

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、決議をするために設置されています。ただし各監査役の権限の行使を妨げることはできません。監査役会は全ての監査役で組織され、その決議により監査役の中から議長を定めます。中立性保持のため、その半数以上が社外監査役でなければなりません。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により、監査に関する重要な事項について報告等を受けることができます。

d．会計監査人

会計監査人は、計算書類等の会計監査を行うために設置され、監査法人アリアが就任しております。会計監査人は株主総会にて選任されます。主に財務報告書類の会計監査等を行うことを主な職務･権限としています。また、内部統制の有効性の評価等も行っております。

⑵ 監査役監査の状況

監査役監査は提出日現在3名(常勤監査役1名および非常勤監査役(社外監査役)2名)で実施しております。監査役会として期末における監査報告書及び各四半期末における会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

監査役会は通常月1回ペースで開催され、必要時には随時開催が可能となっており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行います。2020年3月期は取締役会が20回、監査役会は15回開催されております。左海監査役は取締役会に20回、監査役会に15回出席し、浅野監査役は取締役会に20回、監査役会に15回出席し、中安監査役(社外)は取締役会に19回、監査役会に15回出席し、檜原監査役(社外)は取締役会に15回、監査役会に15回出席しております。

各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役が社内の重要会議への出席、代表取締役との面談、稟議書の確認及び監査法人とのコミュニケーション等を実施し、監査役会で社外監査役に報告や情報共有を行う形で活動しております。令和2年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視･監督機能を果たし、執行側を牽制することが強く求められております。

⑶ 内部監査の状況

内部監査は内部監査室(提出日現在4名)を中心に実施しております。「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行い、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。なお、内部監査等の結果については、監査実施後、報告書を作成し、取締役及び監査役に回覧等を行います。令和2年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、取締役以外の立場からの監視･監督機能の強化が必要であり、取締役ではない者が室長に新任しております。

⑷ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名（2名とも独立役員）を選任し、公正で客観的な視点から経営体制を監督しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営に関する意思決定の透明性をはかるため、取締役会を会社の機関として重要な位置づけと捉え、取締役会は会社の業務執行を執行役員に一部委任し、その監督をすることで業務の適正化をはかるべく考えており、これらの体制を採用しております。また監査役制度を採用することにより適正な経営監視機能を有することが可能となり、さらに内部監査、会計監査及び社外役員選任により企業統治体制を一層強化できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知を、当社および日本取引所グループのウェブサイトにて、公表しております。 また、株主の皆さまにお届けする招集通知の冊子において、大判化・多色刷り・UDフォント採用により、視認性を高めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のIR情報サイトに、決算短信、適時開示書類、有価証券報告書、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	提出日現在、IR担当役員は代表取締役専務、情報取扱責任者は執行役員管理本部長が担当し、実務担当部署として管理本部内に広報・IR部（旧株式部）を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	就業規則により、社会に貢献することを目的の1つとしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	株主の皆さまにお届けする招集通知の冊子に、環境に配慮した紙・インクを使用しております。また、招集通知の一部にインターネット開示を採用することで、紙資源節約にも役立っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー取引防止に関する規程により、重要事実等の適切な管理方法などについて規定しております。
その他	公表前の決算情報等が外部から閲覧可能な状態とならぬよう、自社ウェブサイトの適切な運用に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令および定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。

・外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。

・旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。

・社長直轄部門であった経営企画室および内部監査室を取締役会直轄とする。

・使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、これを改めて全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

・内部通報者が通報または相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。

・内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役および使用人による職務の執行が法令・定款および社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘およびその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、総務部作成の文章回覧経由で取締役および監査役に周知する。

・監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。

・インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文章を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。

・個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報および重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。

・会社の重要な情報の開示については、法令および取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築をはかる。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理方針」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底から顧客に不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、内部監査室または調査本部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役および監査役に回覧することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。

・大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。

・反社会的勢力の排除および介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置する。

・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性を確保する。

⑹ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

・取締役および使用人は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。

・取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

・当社は、前項に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

⑺ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携をはかり、監査を円滑に行うために取締役および使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見および情報交換を行い会計監査人との連携をはかる。

⑻ 財務報告の適正性を確保するための体制

・当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 基本的な考え方

当社は、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む商品先物取引業者として、役職員は、顧客等のさまざまなステークホルダーが被害を受けることを防止し、また、社会の秩序や安全性を確保するため、暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社内潜行型など）との関係を遮断し、排除していきます。

⑵ 整備状況

当社ウェブサイトに「反社会的勢力に対する宣言」として上記の基本的な考え方を社内外に宣言するとともに、平成30年6月には「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」を定めており、役職員に対し周知徹底を図っております。

全般的な諸対応の総括、外部専門機関（警察、特殊暴力防止対策連合会、弁護士など）との連携、情報収集等については、総務部責任者が中心となり、日々万全を期すよう備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

⑴ 適時開示に係る基本的な姿勢

経営の透明性や健全性の保持が重要であるとの観点から、情報開示に関するコンプライアンスを重視し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や、正確で明瞭な投資判断材料等の適時開示を行っております。

⑵ 適時開示に係る社内体制

適時開示責任者たる管理本部長が情報取扱責任者として会社情報の統括管理を行い、情報取扱責任者の指示に基づき、管理本部が所管部署と協議し作成した開示資料を、開示担当部署である広報・IR部が適時開示情報伝達システム（TDnet）にて開示を行っており、投資家からの問合せの対応等も行っております。

イ. 決定事実に関する開示

重要な決定事項につきましては、取締役会において決定し、開示が必要となる場合は、取締役会決議後、速やかに開示手続きを行っております。

ロ. 発生事実に関する開示

重要な事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した時点で情報取扱責任者を中心に当該情報を確認し、開示が必要となる場合は、速やかに開示手続きを行っております。

ハ. 決算情報に関する開示

決算に関する情報については、経理部が主体となって決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に取締役会において承認し、早期の開示に努めております。

ニ. その他

会社情報の開示内容につきましては、常時適切に管理本部でチェックし、さらに投資家の視野に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示が行われるよう、総務部、経理部、広報・IR部等との連携を緊密にし、取締役会への報告及び承認等が滞りなく行われるよう努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要の模式図

